

30 工場誘致条例等による減免額に関する調

(単位:千円)

区 分		低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額								その他の減免額			合計 (①+②)
		低工法	過疎法	農工法	多極分散法	離島法	原発地域 振興法	地域再生法	計 ①	低工法等 による財 政措置の 適用地区 に係るも の	その他	計 ②	
事業税	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	法人	-	3,013	-	-	-	-	-	3,013	-	876	876	3,889
不動産取得税		-	27,087	-	-	-	-	-	27,087	-	31,946	31,946	59,033
固定資産税(特例分)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		-	30,100	-	-	-	-	-	30,100	-	32,822	32,822	62,922

- (注) 1 この調は、当年度において減免の決議をしたものについて当該減免額を記載した。
- 2 「低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額」は、課税免除又は不均一課税をした場合において、低工法等の規定により基準財政収入額から控除する額の算定の基礎となった減免額(75/100を乗ずる前のもの)を記載した。
- 3 「その他の減免額」の「その他」は、企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例に基づくものである。

31 地方税に関する争訟に関する調

(1) 不服申立てに関する調

(単位:件)

区 分			要 処 理 件 数			処 理 済 件 数						翌年度への繰越
			前年度からの繰越	本年度発生	計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	計	
賦課徴上	個人	非自主決定分	1	1	2	-	-	-	-	-	-	2
	事業税	自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動産取得税		3	-	3	-	1	-	-	2	3	-
	軽油引取税		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の税		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴収			-	1	1	1	-	-	-	-	1	-
上記以外			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			4	2	6	1	1	-	-	2	4	2

- (注) 1 この調は、当年度における不服申立事案について作成した。
- 2 「却下」とは不服申立ての要件の備わっていない等の場合においてその審理を拒否する決定又は裁決をいい、「棄却」とは不服申立てを理由なしとして前の処分を是認する決定又は裁決をいい、「取消」とは不服申立てを理由ありとして原処分を取り消す決定又は裁決をいい、「取下」とは不服申立てをした者が不服申立てをした後、決定又は裁決までの間にその申立てを取り下げをいう。

(2) 訴訟に関する調

(2) 訴訟に関する調

(単位:件)

区 分			前年度末係属件数 ①	当該年度発生件数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生年度別内訳					当該年度中の完結件数 ④	④の完結事由内訳						当該年度末係属件数 ③-④ ⑤	⑤ の 係 属 審 級 別 内 訳			
						H 29 以前	30	R1	2	3		4	取 下	却 下	和 解	勝 訴	一 部 敗 訴		敗 訴	1 審	2 審	3 審
賦課徴収 その他の	個人	非自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	事業税	自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	不動産取得税		1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	
	軽油引取税		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の税		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
徴収 その他	滞納処分		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計			1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	